



いろはとかえでの けんぽ相談室



協会けんぽ広島支部マスコットキャラクター
健康いろは & 健康かえで

ご本人・ご家族が 亡くなったときの給付金

埋葬料(費)・家族埋葬料 編

Q1.

被保険者や被扶養者が亡くなったときは、健康保険給付がありますか？

被保険者(ご本人)が亡くなったとき

申請により、埋葬料・埋葬費が支給されます。

埋葬料

ご本人により生計を維持されていた方に対し、申請により定額5万円を支給。

埋葬費

ご本人と生計維持関係のない「埋葬を行った方」に対し、申請により実際に埋葬に要した費用(上限5万円)を支給。

被扶養者(ご家族)が亡くなったとき

家族埋葬料

ご本人に対し、申請により定額5万円を支給。

Q2.

「被保険者(ご本人)に生計を維持されていた方」とはどのような方ですか？

被扶養者または同居のご家族など、被保険者によって生計の全部または一部を維持されていた方のことをいいます。



Q3.

埋葬料(費)は死因によって受けられないことはありますか？

仕事中、通勤中に生じた病気やケガ以外のものであれば、その死因は問われません。

なお、仕事中や通勤中に亡くなったときは、埋葬料(費)は支給されず、労災保険から葬祭料(葬祭給付)が支給されます。この場合は、会社や労働基準監督署に相談しましょう。

Q4.

埋葬料(費)の申請期限はいつまでですか？

埋葬料は、
「死亡した日の翌日から2年以内」

埋葬費は、
「埋葬を行った日の翌日から2年以内」
です。

Q5.

埋葬費の「実際に埋葬に要した費用」とは何ですか？

霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼等のことです。

詳しい制度説明は裏面をご覧ください ➡

埋葬料(費)・家族埋葬料

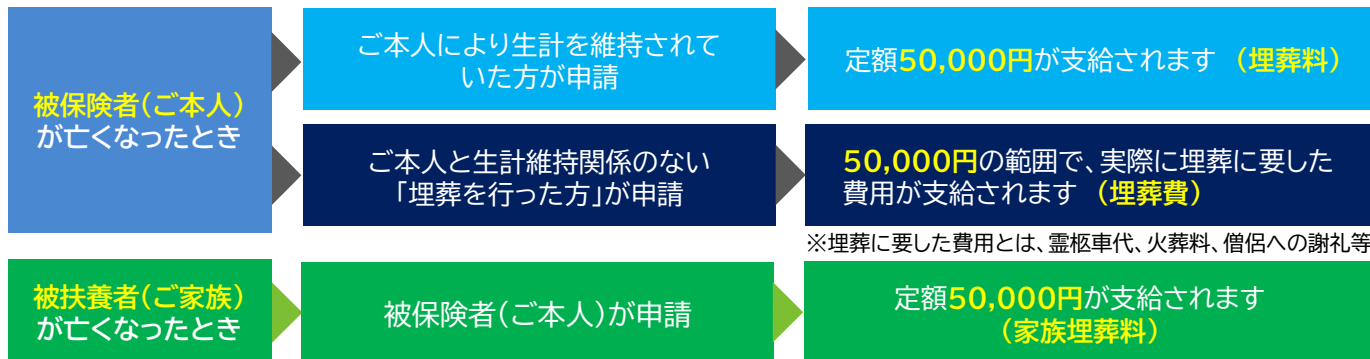
被保険者・被扶養者が、業務外の事由により亡くなった場合、埋葬料(費)が支給されます。

支給額

被保険者の方が業務外(工作中・通勤中に生じた病気やケガ以外)の事由により亡くなった場合、被保険者に生計を維持されていた方(健康保険の被扶養者である必要はありません)に「**埋葬料**」として定額5万円が支給されます。

生計を維持されていた方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、埋葬料(5万円)の範囲内で、実際に埋葬に要した費用が「**埋葬費**」として支給されます。

また、被扶養者の方がなくなったときは、被保険者に「**家族埋葬料**」として、定額5万円が支給されます。



資格喪失後の保険給付

被保険者が資格喪失後に亡くなり、次の①～③のいずれかに該当する場合は、埋葬料または埋葬費を受けることができます。ただし、「資格喪失後に加入する健康保険」で埋葬料を申請しない場合に限りです。

- ① 被保険者だった方が、資格喪失後3カ月以内に亡くなったとき
- ② 被保険者だった方が、資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に亡くなったとき
- ③ 被保険者だった方が、②の継続給付を受けなくなってから3カ月以内に亡くなったとき

①の場合は、資格喪失前の加入期間の長さは問われません。

なお、資格喪失後に被扶養者だったご家族が亡くなっても、家族埋葬料は支給されません。

亡くなったときは、保険証の返却と届け出を

被保険者・被扶養者が亡くなったときは、事業主へ保険証をご返却ください。

その後、事業主は返却された保険証を添えて、日本年金機構へ下記の届をご提出ください。



	事業主が年金事務所へ提出するもの
被保険者(ご本人)が亡くなったとき	① 保険証(被保険者+被扶養者全員分) ② 被保険者資格喪失届(死亡日の翌日が資格喪失日)
被扶養者(ご家族)が亡くなったとき	① 保険証(亡くなった被扶養者分) ② 被扶養者異動届(死亡日の翌日が扶養解除日)

提出書類

埋葬料(費)支給申請書

ご確認ください!

- 被扶養者が埋葬料を申請する場合
 - ・事業主の死亡の証明(申請書に記入)又は、死亡が確認できる書類(市町村の埋葬許可証のコピー等)
- 被扶養者以外が埋葬料を申請する場合
 - ・同居の場合は、住民票(亡くなった被保険者と申請者が記載されているもの)
 - ・住居が別の場合は、定期的な仕送りの事実の分かる預貯金通帳や現金書留のコピーまたは亡くなった被保険者が申請者の公共料金等を支払ったことが分かる領収書など
- 埋葬費を申請する場合
 - ・領収書の原本(支払った方のフルネームおよび埋葬に要した費用額が記載されているもの)
 - ・埋葬に要した費用の明細書



【添付書類】

申請期限：【埋葬料】死亡した日の翌日から2年以内、【埋葬費】埋葬を行った日の翌日から2年以内